諮問庁:総務大臣

諮問日:平成29年3月24日(平成29年(行情)諮問第104号) 答申日:平成29年7月20日(平成29年度(行情)答申第156号) 事件名:特定事業への補助に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「特定市中心市街地活性化基本計画」第84ページ(甲1)に記載された「特定市民音楽祭・芸術祭等全9事業」への補助の事実について」 (以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして 不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月19日付け総官政第159号の1により総務大臣(以下「総務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)を取り消すことを求める。

2 審査請求の理由

(1)特定市は「特定市中心市街地活性化基本計画」(以下,第2においては「本件計画」という。)を策定・公開しており本件計画において「中心市街地活性化ソフト事業」として平成20年から平成24年の期間に特定市民音楽祭・芸術等全9事業」(以下,第2においては「当該文化事業」という。)を実施していて公開された本件計画(平成25年度版)第84頁(甲1)には当該文化事業の主体者に市,市教育委員会及び振興協会の名があり,当該文化事業において振興協会も市も市教育委員会も市街地活性化事業の実施主体者として事業者として中心市街地活性法6条に定められた義務を有する。

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年六月三日法律第九十二号) (事業者の責務) 六条 事業者は、三条の基本理念に配意してその 事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する中心市街 地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなけれ ばならない。

(2)特定県知事は特定市より本件計画を通知されていてその内容は本件計画(平成25年度版)第84頁(甲1)のとおりであると公開決定している。特定市は特定県知事への報告義務を果たしておりその点に瑕疵は

無い。

- (3)特定市が振興協会会長Aと市教育委員会とで一体に推進した当該文化 事業は事業の実施前と実施後のまちの変化における事業の効果について 国への報告義務があり、公正に適法に事業を行う責務の存在は当該文化 事業の目標の1は中心市街地の賑わいの促進にあって中心市街地活性化 ソフト事業であって公開されている総務省制作の情報文書類に照らし総 務省の補助事業である。
- (4)総務省は中心市街地の活性化に関する法律を所管する。

本件計画において「中心市街地活性化ソフト事業」である「特定市 民音楽祭・芸術等全9事業」は、国の総務省の所管事務であり、法に 照らし、公開された情報に照らし、国の善意管理注意義務において、 総務大臣は掌理している。

(5)括語 以上により決定には瑕疵があるとみなすので、審査を請求し補 正を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成28年11月18日付けで、総務大臣(処分庁)宛てに、法に基づく行政文書開示請求があった。処分庁は、同年12月19日付けで、当該行政文書を作成・保有していないとして不開示とする決定(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分を取り消し、請求文書を特定して開示を求める として、平成28年12月27日付けで処分庁に対し行われたものである。

- 2 本件審査請求の理由について
 - 上記第2の2に同じ。
- 3 本件開示請求及び原処分について
- (1)請求文書

開示請求書によると、審査請求人が開示を求めている文書は、「「特定市中心市街地活性化基本計画」第84ページ(甲1)に記載された「特定市民音楽祭・芸術祭等全9事業」への補助の事実について」である。

(2)原処分について

審査請求人は、処分庁が当該事業に対し補助を行っている事実がある という前提に立って、当該補助に係る行政文書の開示を求めていると解 されるが、そのような事実は無い。

このため処分庁は、該当する行政文書を作成・保有していないとする 原処分を行ったものである。

- 4 原処分の妥当性について
 - 3 (2)で述べたとおり、処分庁が「特定市民音楽祭・芸術祭等全9事業」に対し補助を行ったという事実は無い。中心市街地活性化ソフト事業

は、市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行うソフト事業の一部の経費について、地方財政措置が講じられるというものである。

また、審査請求人は審査請求書において「公開されている総務省制作の情報文書類に照らし総務省の補助事業である」と主張しているが、上記のとおり事実とは異なるうえ、「公開されている総務省制作の情報文書類」が何を指しているかも明らかでない。

さらに、審査請求人は、「本件計画において「中心市街地活性化ソフト事業」である「特定市民音楽祭・芸術等全9事業」は、国の総務省の所管事務であり、法に照らし、公開された情報に照らし、国の善意管理注意義務において、総務大臣は掌理している」等とも主張しているが、上記のとおり市町村の単独事業であるため、「特定市民音楽祭・芸術等全9事業」が総務省の所管事務であるという事実も無い。

審査請求人からは、処分庁が請求文書を保有していることについて具体 的な根拠が示されておらず、審査請求人のその他の主張を考慮しても、処 分庁が請求文書を保有しているとは認められない。

5 結論

以上のとおり、行政文書を作成・保有していないとして不開示とした原 処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年3月24日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月24日 審議

④ 同年5月15日 審議

⑤ 同月29日 審議

⑥ 同年6月20日 審議

⑦ 同年7月10日 審議

8 同月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「「特定市中心市街地活性化基本計画」第84ページ (甲1)に記載された「特定市民音楽祭・芸術祭等全9事業」(以下「本件事業」という。)への補助の事実について」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を作成・保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとした理由について、本件開示請求が、本件事業に対して国庫から支出された補助金に関する文書の開示を求めるものと解した上で、総務省が本件事業に対し補助を行った事実はなく、また、本件事業は市町村の単独事業であって、総務省の所管事務であるという事実もない旨説明するところ、確かに、本件事業に対して補助金が支出されたという事実があったか否かについての上記の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。
- (2) しかしながら、本件開示請求は、本件事業への「補助の事実」に関す る文書の開示を求めるものであり、しかも、審査請求人(開示請求者) は、行政文書開示請求書の別紙に、情報の公開を求める対象事業の名称 を「特定市民音楽祭・芸術等全9事業」(本件事業)とし、その措置の 内容につき「中心市街地活性化ソフト事業」(同事業は、中心市街地の 活性化に関する法律に基づいて、総務大臣も関与する中心市街地活性化 本部が定めた基本方針に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本 計画に位置付けられたイベント等のソフト事業を、市町村が単独事業と して行うものであり、同事業に要する経費の一部を特別交付税により措 置することとされている。)と事業の名称が明記された資料の写しを添 付して本件開示請求を行っていることからすると、審査請求人は、「中 心市街地活性化ソフト事業」として平成20年から平成24年までの期 間に実施された本件事業について、国により講じられた財政的な支援措 置全般に関する文書の開示を求めているとも考えられる。すなわち、本 件事業に対して国庫から支出された補助金に関する文書のみならず,本 件事業(その一部の経費)に関連して講じられた地方財政措置に関する 文書についても、本件開示請求の対象になると解する余地もあることか ら、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたとこ ろ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
 - ア 地方財政措置として市町村に対し交付される特別交付税は、地方交付税総額の6%に相当する額を総額として、原則として年2回に分けて決定・交付されるものであり、地方交付税は、本来地方の税収入とすべき地方税(所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額)を全ての地方公共団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」(固有財源)とされている。
 - イ 一方,補助金等(補助金,交付金,委託費など)については,特定 事業に対し,国税として徴収した財源からその費用を補填するもので ある。

- ウ そのため、諮問庁としては、地方公共団体の一般財源(使途が特定 されず、どのような経費にも使用することができる財源)となる地方 交付税(特別交付税)は、特定事業に対する補助金等とは異なること から、「補助」に地方財政措置は含まれないと判断したものである。
- (3)上記(2)アないしウの諮問庁の法制度についての説明に、特段の問題はない。しかしながら、一般的に開示請求者は必ずしも行政事務等に通暁しているわけではないということも併せ勘案すると、本件開示請求に当たり、処分庁においては、審査請求人に対し、上記(2)アないしウの制度の説明や、本件事業について補助金が支出されたという事実がないことなどにつき情報提供を行った上で、本件開示請求に係る本件事業への「補助の事実」については、本件事業に関連して講じられた国による財政的な支援措置全般に関する文書の開示を求めるものではないのかどうかを確認する措置をとるべきであったとも考えられる。

そこで、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、本件開示請求に係る本件事業への「補助の事実」の趣旨が「補助金」であるのか、あるいは、本件事業に関連して講じられた国による財政的な支援措置全般であるのかについて、審査請求人に対し確認することはしていないとのことであった。

- (4) そうすると、処分庁において、原処分を行う前に、審査請求人に対し、 上記(3) の点について法22条1項に基づく情報提供等を適切に行っ ていたとすれば、審査請求人が、本件開示請求の対象文書を、本件事業 に関連して講じられた地方財政措置を含む国による財政的な支援措置全 般に係る文書として特定していた可能性もあったと考えられることから、 地方財政措置の対象である「中心市街地活性化ソフト事業」について、 地方財政措置を講ずるための事務手続の過程において、処分庁が本件事 業に関する文書を取得し、又は作成・保有していないかどうかにつき、 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下 のとおり説明する。
 - ア 市町村長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村の特別交付税の額の算定に用いる資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない(特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号)1条2項)。
 - イ 「中心市街地活性化ソフト事業」に係る地方財政措置は、中心市街 地再活性化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべき ものとして、総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額(特別交 付税に関する省令附則5条19項2号)とされている。
 - ウ 上記ア及びイの特別交付税の額の算定に用いる資料は、毎年度、各

地方公共団体から総務大臣に提出され、総務省において、これらの資料を用いて特別交付税の額を算定しているが、算定した金額(を記載した文書)には、その算定の基礎とした事業の内訳を記載することとされていないことから、「中心市街地活性化ソフト事業」である本件事業について、地方財政措置が講じられていたか否かを確認することはできない。

- エ また、上記ア及びイの各地方公共団体から総務大臣に提出される特別交付税の額の算定に用いる資料は、算定額決定の都度、当該年度末に廃棄することとされていることから、仮に、本件事業が特定市において実施されていた平成20年から平成24年当時に、本件事業に関する資料が特定市から提出されていたとしても、当該資料は既に廃棄済みであると考えられる。
- オ 念のため、総務省の関係部署(地域振興室)の執務室の書庫及びパソコンの共有ドライブ等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。
- (5) そこで、当審査会において特別交付税に関する省令の規定内容を確認 した結果も踏まえて検討すると、地方財政措置として市町村に対し交付 される特別交付税に関する算定の方法や、その算定に用いられる資料の 内容等に関する上記(4)アないしウの諮問庁の説明に、不自然、不合 理な点があるとはいえない。

そして、上記の特別交付税の額の算定に用いる資料が、算定額決定の都度、当該年度末に廃棄することとされている旨の上記(4)工の諮問庁の説明については、当審査会において、諮問庁から標準文書保存期間基準(地域振興室)の提出を受けて確認したところによっても、必ずしも是認し得るものとはいい難いものの、上記(4)才の本件対象文書の探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる上、その外、総務省において、本件事業に関連して講じられた地方財政措置を含む国による財政的な支援措置全般に関する文書を保有していることをうかがわせる事情も見当たらない。

- (6)以上のとおり、本件開示請求については、本件事業に関連して講じられた国による財政的な支援措置全般に関する文書の開示を求めるものと解する余地があり、この点につき、処分庁が、審査請求人に対し上記(3)のとおり情報提供をした上で確認する措置をとらなかったことは、適切でなかったといわざるを得ないが、本件対象文書が、本件事業に関連して講じられた国による財政的な支援措置全般に関する文書であったとしても、総務省において、本件対象文書を保有していると認めることはできない。
- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして 不開示とした決定については、総務省において本件対象文書を保有して いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史